



# バンカーオイル アセスメントメソドロジー

2015年7月30日更新

## 価格評価方法の適切性

リム情報開発株式会社（以下「当社」とする）が、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。当該目的を達成するため、当社は以下に記載する「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法を定めている。当社は当該目的を達成するために必要と判断するすべての基準と手続を「価格評価の一般原則」およびレポート毎の「価格評価の原則」に含めており、これを遵守して価格評価を実施することから、当社の価格評価方法は適切であると判断している。

## 第1章 価格評価の一般原則

### 第1条（価格評価の目的）

当社が実施し、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

### 第2条（価格評価の実施）

第1条に定めた目的を達成するため、当社は「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法（以下「アセスメントメソドロジー」とする）内に以下の項目を定め、これらに従って価格評価を実施する。

- 価格評価対象となる取引
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法
- スーパーバイザーによるレビュー態勢
- 市場情報の信頼性および充分性
- 価格評価の整合性および一貫性を保持するための方策
- 価格評価対象から除外される取引
- アセスメントメソドロジーの定期的な見直しおよび変更プロセス
- 価格評価の変更および訂正
- 受渡数量基準
- 特定の数量単位（バレル等）が用いられる理由

### 第3条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。価格評価の対象とする取引の詳細については、その対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」内の情報、および取引所等の特定市場情報とあわせてレポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

### 第4条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引のうち最も有効かつ利便性があると当社が判断する時間を価格評価の対象時間とする。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

#### 第5条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、価格評価のために採用する市場情報、および採用する市場情報が複数存在する場合の優先順位を定める。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

#### 第6条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油会社、産ガス会社、石油会社、トレーダー、商社、ディーラー、需要家等に取材を実施することとする。  
各レポートチームは、取材先の地域性および取材先から取得した情報の種類について偏りがないか検討することとする。取材先の地域性や情報の種類に偏向性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。検討の結果、取材先から除外すべきであると判断された場合には、社長の承認を得た上で取材先から除外する。

#### 第7条（取材方法）

中立性、公正性の観点から適切な資質および技術を有していると当社が判断する取材担当者が、電話を主体に電子メール、チャット等を駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、原則として取材先の会社へ直接電話することにより、当該担当者が在籍していることを確認することとする。

#### 第8条（スーパーバイザーの設置および役割）

各レポートに対して、2名以上のスーパーバイザーを設置する。レポート公表前に、各レポートに設置されたスーパーバイザーのうち少なくとも1名が、価格評価がアセスメントメソドロジーに遵守して行われており、整合性および一貫性が保持されているかという観点からレビューを実施することとする。  
レビュー実施後は、スーパーバイザーからレポートチームメンバーに電子メールで送信したレビュー証跡を、各レポートチームの共有フォルダー内に保管することとする。

#### 第9条（スーパーバイザーの選定）

社長以外の者をスーパーバイザーとして設置する場合は、原則として所属するレポートチーム以外から、価格評価対象商品および市場について十分な経験および知識を有したものを、取締役会の承認を得た上で選定することとする。

#### 第10条（スーパーバイザーによるレビュー品質の維持）

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するため、社長以外の者がスーパーバイザーとしてレビューを実施したレポートについては、必要に応じて社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、社長が署名したスポットチェック証跡をPDF化し、社長のPCフォルダー内に保管することとする。

#### 第11条（価格評価の整合性および一貫性の保持）

価格評価の担当者間での価格評価結果の整合性および一貫性を保持するため、スーパーバイザーによるレビューの他、価格評価シミュレーションを定期的実施することとする。

#### 第12条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した市場情報が関連当事者との取引に関する情報、恣意的な情報その他異常な情報でないかを当該取材先および他の複数の取材先に確認し、必要に応じて精査することとする。関連当事者との取引情報や恣意的な情報等の異常な市場情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価に採用する市場情報から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらのうち重要な専門家判断は、各レポートチームの取材メモ、アセスメント経緯シート等に記録することとする。情報提供者から提供された市場情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じて情報提供者のバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。

一部の流動性の低い市場においては、価格評価に使用する市場情報が単一の取材先からのみ得られる場合がある。そのような場合においても、本アセスメントメソドロジーに定める手続により当該市場情報が価格評価のために採用可能であるかどうかを判断することとし、当該市場情報が単一の取材先からのみ得られている事実をもって、価格評価に採用する市場情報から除外すべきであるとは判断しないものとする。

情報提供者に対しては、アセスメントメソドロジーをWEB上に公開し、また協力を要請することで、当社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報が提供されるものと期待している。

#### 第13条（アセスメントメソドロジーの公開）

取締役会により承認されたアセスメントメソドロジーは、当社のWEB上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。

#### 第14条（アセスメントメソドロジーの定期的な見直し）

アセスメントメソドロジーは年1回（毎年10月開催の取締役会時）、および商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施する。見直しの結果、必要であると認められた場合においてはアセスメントメソドロジーの変更を検討することとする。アセスメントメソドロジーの見直しを実施するにあたっては、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。

#### 第15条（アセスメントメソドロジーの変更）

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更が必要と判断された場合、関連するレポートチーム内で十分に議論した上で変更点を稟議事項とし、役員承認を得ることとする。役員による変更点の承認後、アセスメントメソドロジー変更の原則として1カ月前、少なくとも2週間前までに、アセスメントメソドロジー変更を実施する旨、および変更日を各レポート上で告知することとする。

役員による変更点の承認後、当該変更点を反映したアセスメントメソドロジーを変更日までに取締役会において承認するものとする。

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更にあたっては、外部取引先、購読者などの利害関係者から変更内容に関する質問を受け付けることとする。当該質問およびこれに対する当社の回答については原則としてレポートまたはWEB上で公開することとするが、利害関係者が非公開を希望する場合、その他利害関係者との信頼関係を保持するために必要であると当社が判断する場合は非公開とする。

価格評価方法に影響を与えないアセスメントメソドロジーの訂正については、役員による承認を受けた後に、レポート上で訂正に関する告知を行い、速やかに訂正を反映する。

第16条（評価価格の変更および訂正）

レポート上で公開した評価価格については、公開後に変更を実施しないこととする。ただし、誤字、脱字、タイプミスによる訂正は除く。

## 第2章 バンカーオイルにおける価格評価の原則

### 価格評価対象：

リムが標準と定める取引が、発行日に行われたものを現行の価格評価対象とする。

### 価格の定義：

取引が成立しない場合でも製品の価値は変動するものとする。価格とは、変動する製品の価値を計るものとする。

製品の価値は、需給や生産コスト、他の市場状況やプレーヤーの観点によって変動するものとする。

### 評価の方法：

価格評価の優先順位は①最新の成約、②売唱え/買唱え、③売り気配/買い気配の順とする。

売り手と買い手の競争によって製品の価値が決定するものとする。「低い買唱え」に比べて「高い買唱え」、一方「高い売唱え」に比べて「低い売唱え」が現行の価値を示すとする。

カーゴの数量や荷積み/荷揚げ時期、品質や支払期間といった標準的な規格や条件を基に評価の対象に組み込むものとする。

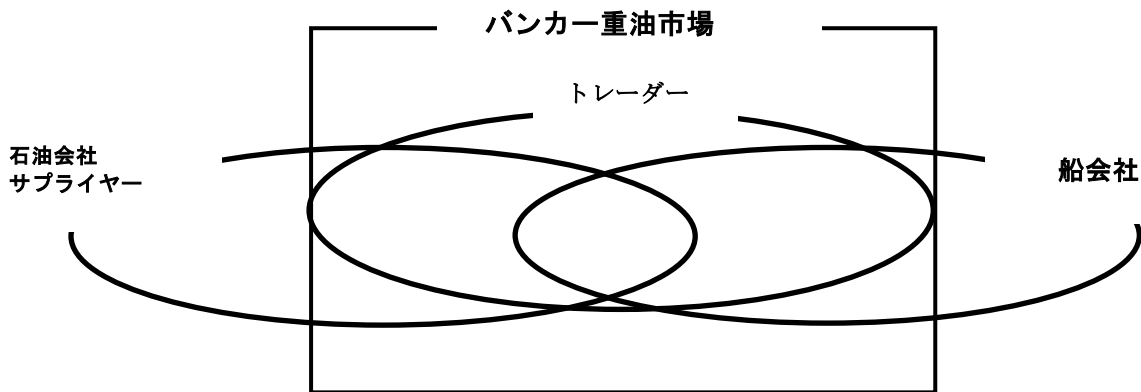
北米、南米、アジア、アフリカ、中東、欧州の主要港のスポット市場で取引されたバンカー一重油価格を評価対象とする。全ての価格評価はリム情報開発(以下リムと表記)記者が各営業日に収集した市況情報に基づく。

### 数量単位

取引数量の単位はメトリックトン(以下トンと表記)。バンカーオイル市場では、トンが取引数量単位として用いられることが慣習であるため、これを採用する。

### バンカー重油市況の構造

バンカー重油市場は 3 つのプレーヤーで構成される：石油会社/サプライヤー、トレーダー、船会社。リムは「標準のスポット市場でのバンカー重油スポット取引」を基に価格を評価する。



リムが定義する「標準のスポット市場でのバンカー重油スポット取引」は以下の通り

例 1	スポットベースで石油会社またはサプライヤーが、船会社に代わりトレーダーにバンカー重油を販売すること。
例 2	スポットベースで石油会社またはサプライヤーが、船会社に直接バンカー重油を販売すること。
例 3	スポットベースで製油所またはサプライヤーに代わるトレーダーが船会社にバンカー重油を販売すること。

リムが定義するプレーヤーは以下のとおり

石油会社/サプライヤー	バンカー重油を生産または輸入し、バンカー重油市場で販売する会社。
トレーダー	石油会社またはサプライヤーに代わりバンカー重油を販売し、船会社に代わりバンカー重油を調達する会社。
船会社	自社保有の船舶または、自社で運航する船舶向けにバンカー重油を調達する会社。

### 【北アメリカ】

バンクーバーBC、シアトル/タコマ、ポートランド、ロサンゼルス、ニューヨーク、フィラデルフィア、ノーフォーク、ヒューストン、ニューオーリンズをアセスメント対象とする。

対象油種は以下の通り

港	受け渡し形式	品質			
バンクーバーBC	Ex-Wharf	180cst	280cst	380cst	MGO
シアトル/タコマ	Ex-Wharf	180cst	280cst	380cst	MGO
ポートランド	Ex-Wharf	180cst	280cst	380cst	MGO
ロサンゼルス	Ex-Wharf	180cst	280cst	380cst	MGO
ニューヨーク	Ex-Wharf	180cst	280cst	380cst	MGO
フィラデルフィア	Ex-Wharf	180cst	280cst	380cst	MGO
ノーフォーク	Ex-Wharf	180cst	280cst	380cst	MGO
ヒューストン	Ex-Wharf	180cst	280cst	380cst	MGO
ニューオーリンズ	Ex-Wharf	180cst	280cst	380cst	MGO

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 12 時 30 分に締め切る。
価格単位	価格単位はトンあたりに対する米ドル。
評価対象期間	レポート発行日から 3～7 日の間に届けられるバンカー重油。 *アセスメント対象月は各月末 5 日前から翌月渡しの取引へ移行する。
標準数量	200～2,000 トンを標準とする。 この対象から外れる数量は、標準数量に換算した場合に相当する価格を参考価格とする。
品質・規格	国際標準化機構が定める品質に準ずる。



### 【南アメリカ】

パナマをアセスメント対象とする。

対象油種は以下の通り

港	受け渡し形式	品質			
パナマ	Ex-Wharf	180cst	280cst	380cst	MGO

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 12 時 30 分に締め切る。
価格単位	価格単位はトンあたりに対する米ドル。
評価対象期間	レポート発行日から 3～7 日の間に届けられるバンカー重油。 *アセスメント対象月は各月末 5 日前から翌月渡しの取引へ移行する。
標準数量	200～2,000 トンを標準とする。 この対象から外れる数量は、標準数量に換算した場合に相当する価格を参考価格とする。
品質・規格	国際標準化機構が定める品質に準ずる。

ブラジルの以下の港について国営石油会社ペトロbrasの公示価格を掲載する。

対象油種は以下の通り

港	受け渡し形式	品質			
リオデジャネイロ	Delivered	180cst	280cst	380cst	MGO
サントス	Delivered	180cst	280cst	380cst	MGO

## 【アジア】

日本、韓国、極東ロシア、香港、シンガポール、タイ、スリランカをアセスメント対象とする。

対象油種は以下の通り

港	受け渡し形式	品質			
日本・東京湾	Delivered	180cst	280cst	380cst	MGO
西日本	Delivered	180cst	280cst	380cst	MGO
伊勢湾	Delivered	180cst	280cst	380cst	MGO
韓国（南海岸）	Delivered	180cst	280cst	380cst	MGO
極東ロシア （ナホトカ、ウ ラジオストク、 ポストチヌイ）	Delivered	180cst	-	380cst	MGO
香港	Delivered	180cst	280cst	380cst	MGO
シンガポール	Delivered	180cst	280cst	380cst	MGO
タイ	Delivered	180cst	280cst	380cst	MGO
中国・大連	Delivered	180cst	--	--	MGO
中国・上海	Delivered	180cst	--	380cst	MGO
中国・青島	Delivered	180cst	--	380cst	MGO
スリランカ・コ ロンボ	Delivered	180cst	--	--	MGO

<b>価格評価時間帯</b>	レポート発行日の前日の東京時間 18 時 30 分に締め切る。
<b>価格単位</b>	価格単位はトンあたりに対する米ドル。
<b>評価対象期間</b>	レポート発行日から 3～7 日の間に届けられるバンカー重油。 *アセスメント対象月は各月末 5 日前から翌月渡しの取引へ移行する。
<b>標準数量</b>	300～2,000 トンを標準とする。 この対象から外れる数量は、標準数量に換算した場合に相当する価格を参考価格とする。
<b>品質・規格</b>	国際標準化機構が定める品質に準ずる。

台湾・高雄について台湾中油 (GPC) の公示価格を掲載する。

対象油種は以下の通り

港	受け渡し形式	品質			
台湾（高雄）	Delivered	180cst	--	380cst	MGO

### 【アフリカ・中東】

スエズ、クウェート、フジャイラをアセスメント対象とする。

対象油種は以下の通り

港	受け渡し形式	品質			
スエズ	Delivered	180cst	--	380cst	MGO
クウェート	Delivered	180cst	--	380cst	MGO
フジャイラ	Delivered	180cst	--	380cst	MGO

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 12 時 30 分に締め切る。
価格単位	価格単位はトンあたりに対する米ドル。
評価対象期間	レポート発行日から 3~7 日の間に届けられるバンカー重油。 *アセスメント対象月は各月末 5 日前から翌月渡しの取引へ移行する。
標準数量	200~2,000 トンを標準とする。 この対象から外れる数量は、標準数量に換算した場合に相当する価格を参考価格とする。
品質・規格	国際標準化機構が定める品質に準ずる。

以下の港についてサウジアラムコの公示価格を掲載する。

対象油種は以下の通り

港	受け渡し形式	品質			
ダンマン/ラスタヌラ	Delivered	180cst	--	--	MGO
ジェッダ/ヤンブー	Delivered	180cst	--	--	MGO

### 【ヨーロッパ】

ロッテルダム、アントワープ、ハンブルグをアセスメントの対象とする。

対象油種は以下の通り

港	受け渡し形式	品質			
ロッテルダム	Delivered	180cst	280cst	380cst	MGO
アントワープ	Delivered	180cst	280cst	380cst	MGO
ハンブルグ	Delivered	180cst	280cst	380cst	MGO

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 12 時 30 分に締め切る。
価格単位	価格単位はトンあたりに対する米ドル。
評価対象期間	レポート発行日から 3~7 日の間に届けられるバンカー重油。 *アセスメント対象月は各月末 5 日前から翌月渡しの取引へ移行する。
標準数量	200~2,000 トンを標準とする。 この対象から外れる数量は、標準数量に換算した場合に相当する価格を参考価格とする。
品質・規格	国際標準化機構が定める品質に準ずる。

## 品質規格

アセスメント対象油種の品質は国際標準化機構 (ISO) が定める基準に準ずる。

### 380cst : RMG380

密度(摂氏 15 度)	最高 991.0kg/m <sup>2</sup>
動粘度	最高 380cst
引火点	最低摂氏 60 度
流動点	最高摂氏 30 度
残留炭素	最高 18%
灰含有率	最高 0.15%
含水率	最高 0.5%
硫黄分	最高 3.5%
バナジウム含有量	最高 300mg/kg
アルミニウム+シリコン含有量	最高 80mg/kg
総沈殿物量	最高 0.1%

### 180cst : RME180

密度(摂氏 15 度)	最高 991.0kg/m <sup>2</sup>
動粘度	最高 180cst
引火点	最低摂氏 60 度
引火点	最高摂氏 30 度
残留炭素	最高 15%
灰含有率	最高 0.10%
含水率	最高 0.5%
硫黄分	最高 3.5%
バナジウム含有量	最高 200mg/kg
アルミニウム+シリコン含有量	最高 80mg/kg
総沈殿物量	最高 0.1%

\*280cst の品質は 180cst と 380cst の品質の中間とする。

### MGO: ISO

動粘度(摂氏 100 度)	最高 10.0mm <sup>2</sup> /s
引火点	最低摂氏 60 度
流動点	冬季は最高摂氏 0 度 夏季は最高摂氏 6 度
残留炭素	最高 10%
灰含有率	最高 0.01%
含水率	最高 0.3%
硫黄分	最高 1.5%

**MDO: ISO**

動粘度(摂氏 100 度)	最高 10.0mm <sup>2</sup> /s
引火点	最低摂氏 60 度
流動点	最高 24 度
残留炭素	最高 10%
灰含有率	最高 0.01%
含水率	最高 0.3%
硫黄分	最高 2.0%